

# 親子ふれあい教室活動負担金の手続き方法

## 債権者マスタ変更の学校園用

### 令和8（2026）年度版

#### 1 負担金について

親子のふれあいを目的として行うPTAの事業に対して、IPTAにつき当該年度30,000円を限度として交付します。限度額内であれば複数回に分けての申請も可能です。

#### 2 負担金対象経費について

教室の実施に必要な経費に限ります。例えば、次のような費用が考えられます。

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| (1) 講師謝礼           | (5) 広報用チラシ、ポスター経費 |
| (2) 審判員謝礼          | (6) 記録用写真・フィルム代   |
| (3) 事務用品、消耗品等の購入経費 | (7) 物品借り上げ料       |
| (4) 通信費            | (8) 資料購入費         |

参加者への  
配布は除く

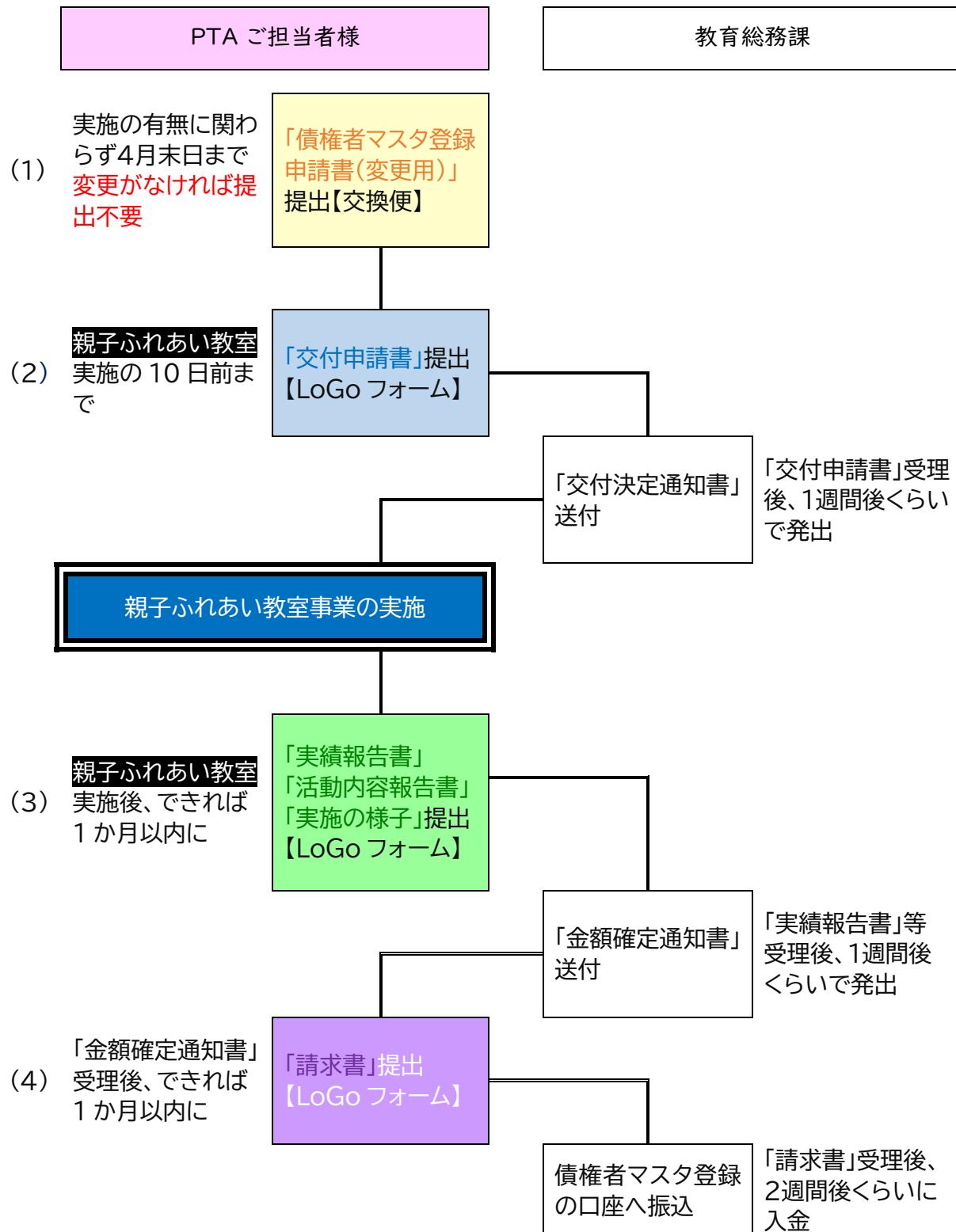
#### ＜負担金の対象となる費用についての注意事項＞

	× 負担金の対象にはならないもの	○ 負担金の対象となるもの
食 料 品	そのまま食べるもの 来場者に一律に配布するもの (例) ・昼食、全員の茶菓等 ・来場者へのお土産	教室の実施に不可欠なもの (例) ・もちつき大会用のもち米、海苔など ・料理教室の食材 ・茶道教室の抹茶や和菓子
お 土 産	来場者に一律に配布するもの 講座の内容と直接関係のないもの	教室の実施上必要なもの (例) ・スポーツ大会に参加した結果の敗者への残念賞、参加賞 ・講座内容に関連する資料 (環境教室でのエコバッグ、防災教室での応急処置読本など)

※その他、疑問等は担当者までご相談ください。

### 3 申請から負担金受領まで

親子ふれあい教室の実施が決まつたら、以下の流れで順に書類を提出してください。



## ＜提出書類について＞

- ◎ 令和8年度から書類の押印が不要になります。  
(ただし、「債権者マスタ登録申請書」は除く)
- ◎ 原則として、文京区電子申請ポータル LoGo フォームでの申請となります。

### (1) 「債権者マスタ登録申請書（変更用）」・・・PTA会長の押印が必要

実施の有無に関わらず、必ず4月末日までに交換便等で担当宛にご提出ください。

PTA会長が代わらない、かつ口座名義が変わらない場合（債権者マスタ登録に変更がない場合）は、提出不要です。その場合、メール等で担当宛にご連絡をお願いします。

なお、5月以降にPTA総会を行う学校で、PTA会長が交代するため、債権者マスタ登録変更を会長交代後に行う場合は、必ず担当へご連絡いただき、総会後速やかに提出願います。

### (2) 「交付申請書」

実施の10日前までに、文京区電子申請ポータル LoGo フォームにて提出してください。

既に完了した事業については、負担金の交付はできません。

（負担金の対象となるのは、交付決定を受けた後に行った支出のみです。余裕をもったご提出をお願いします。）

### (3) 「実績報告書」「活動内容報告書」「実施の様子」

実施後、速やかに（できれば1か月以内を目途に）文京区電子申請ポータル LoGo フォームにて提出してください。

「実績報告書」：領収書（レシート等）の写しをアップロードしてください。

「活動内容報告書」「実施の様子」：日付や事業の名称、活動の様子が分かる写真を2～4枚（プリンタで直接印刷可）アップロードしてください。

#### (4) 「請求書」

「金額確定通知書」受理後、速やかに（できれば1か月以内を目途に）文京区電子申請ポータル LoGo フォームにて提出してください。

#### 4 文京区電子申請ポータル LoGo フォームによる入力・提出について

- 「交付申請書」「実績報告書」「請求書」は、全て文京区電子申請ポータル LoGo フォームにて入力又は提出してください。
- それぞれ質問項目に沿って、入力していただけるようになっています。
- 一度に記入できなかった場合は、一時保存して、後ほど入力を続けることもできます。
- 入力を省き、作成した書類（手書きしたもの等）を添付する場合は、文京区電子申請ポータル LoGo フォームの【ファイル添付用】をお使いください。スキャンしたデータを pdf 等でアップロードできます。

#### 5 書類記入上等のお願い

- 交付申請金額が3万円未満の場合、支出予定金額は余裕をもって申請してください。交付決定後に、交付決定額を超えての請求をすることはできません。
- 申請書類の提出期限は、**令和9（2027）年2月末**までです。3月に事業を実施する場合は、担当へ連絡をお願いします。

(担当・提出先) 教育推進部教育総務課 地域教育支援担当  
文京シビックセンター20階南  
TEL 5803-1302(直通)